

令和5年11月15日

魚沼市議会議長 森島 守人 様

産業建設委員会
委員長 渡辺 一美

産業建設委員会調査報告書

本委員会は、所管事務について下記のとおり調査したので、魚沼市議会会議規則第110条の規定により報告します。

記

- 1 調査事件名 (1) 行政視察の総括について
(2) その他

- 2 調査の経過 11月15日に委員会を開催し、上記事件について協議した。
所管事務調査について、行政視察の総括を行った。
その他で、市道上ノ原27号線他改良工事について、令和5年産米高温被害対策緊急支援事業について、農業用肥料等高騰対策支援事業（令和5年度当初予算事業）について、令和5年農産物渇水対策事業の実績について、有機センターアームロール車の過積載について、羽川荘解体撤去工事請負契約の変更について、寿和温泉（ヘルス棟・プール棟）解体撤去工事について、須原スキー場駐車場用地に係る調停事件の成立について、薬師スキー場について、執行部より説明を受け、質疑を行った。

産業建設委員会会議録

1 付議事件

(1) 行政視察の総括について

(2) その他

- ①市道上ノ原 27 号線他改良工事について
- ②令和 5 年産米高温被害対策緊急支援事業について
- ③農業用肥料等高騰対策支援事業（令和 5 年度当初予算事業）について
- ④令和 5 年農産物渇水対策事業の実績について
- ⑤有機センターアームロール車の過積載について
- ⑥羽川荘解体撤去工事請負契約の変更について
- ⑦寿和温泉（ヘルス棟・プール棟）解体撤去工事について
- ⑧須原スキー場駐車場用地に係る調停事件の成立について
- ⑨薬師スキー場について

2 日 時 令和 5 年 11 月 15 日 午前 10 時

3 場 所 本庁舎 3 階 委員会室

4 出席委員 桑原郁夫、星 直樹、浅井宏昭、佐藤敏雄、渡辺一美、佐藤 肇、
(森島守人議長)

5 欠席委員 なし

6 説明員 星産業経済部長、吉田産業経済部副部長、星建設課長、鈴木観光課長、
星野農政課長

7 書 記 坂大議会事務局長、和田議会事務局次長

8 経 過

開 会 (10 : 00)

渡辺委員長 それでは、定足数に達しておりますので、ただいまから産業建設委員会を開会いたします。これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は配付のとおりであります。

(1) 行政視察の総括について

渡辺委員長 日程第 1、行政視察の総括についてを議題といたします。先日の 10 月 24 日から 26 日の行政視察は大変お疲れ様でした。皆様方からはご報告を既にいただき、1 枚にま

とめさせていただいております。ここではお一人ずつ発言をいただきませんが、執行部から参加されました星部長から視察の感想等お聞かせいただきたいと思っております。

星産業経済部長 私と都市整備課長が、2日目から参加させていただきましてありがとうございました。建築研究所では、最新の技術ではなくて今ある技術の中でCO₂削減の効果が期待できるというお話でした。住宅リフォーム事業の中でCO₂削減に特化したメニューもできるかなとは思ったんですが、ただCO₂削減の効果を判断するのは素人ではちょっと難しいかなと感じました。3日目の春日部市の市営住宅借上げ制度ですけれども、魚沼市としても実施に向けて研究していきたいというふうには思いました。ただ、うちの都市整備課長が市の不動産屋に聞き取りした内容ですけれども、借上げ制度とかPFIにはほとんどの事業者は積極的に協力したいというお話でしたが、ただ春日部市においては入札参加が2社とか1社とか少なかったのが、実際やろうとしたときに事業者側が二の足を踏むような理由が何かあるのかなと感じました。そこはまたいろいろ研究していきたいと感じております。

渡辺委員長 それでは、皆様方の意見を取りまとめさせていただきまして、これにて総括にさせていただきたいと思っております。魚沼市においても住宅施策等参考になる事業がありましたので、今後の委員会において引き続き調査を行ってまいりたいと思っております。以上で、この件については一区切りしたいと思うんですけど、皆さん何かございますか。(なし) それではそのように決定しました。

(2) その他

渡辺委員長 日程第2、その他を議題といたします。執行部から報告等がありますので、順次進めさせていただきます。

①市道上ノ原27号線他改良工事について

渡辺委員長 ①市道上ノ原27号線他改良工事について、執行部に説明を求めます。

星産業経済部長 市道上ノ原27号線他改良工事につきまして、5月10日の産業厚生委員会で設計概要を説明させていただきましたが、用地、あと物件補償の一部につきまして、まだ交渉継続中ではありますが年内に契約を結びたいというふうに思っております。ただ、議会議決の案件ではありませんが、物件補償におきまして契約金額が大きなものがありますので、今回契約を締結する前に今後のスケジュールも含めて報告したいと思っております。詳細につきましては、建設課長に説明をさせますので、よろしくお願いいたします。

星建設課長 (資料「市道上ノ原27号線他改良工事 スケジュール」により説明)

渡辺委員長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

佐藤(肇)委員 道路の改良なんですけど、仕事の内容から見て通行止め期間というのがかなり設定されるのではないかなと思うんですけど、どのようにお考えですか。

星建設課長 委員お見込みのとおり、工事をする際はその箇所につきましては全面的に通行止めをしないと工事ができませんので、比較的長期間に渡り交通を止めることとなります。迂回路などにつきまして、発注段階でよく検討してまいりたいと思っております。

星委員 今のことですが、片面通行ではなく全面通行止めということでしょうか。

星建設課長 全面通行止めを予定しております。

渡辺委員長 ほかにございませんか。(なし) なければ、これで質疑を終結いたします。本件につきましては、引き続き調査することで異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

②令和5年産米高温被害対策緊急支援事業について

③農業用肥料等高騰対策支援事業(令和5年度当初予算事業)について

④令和5年農産物渇水対策事業の実績について

渡辺委員長 続きまして、②から④は農政課関係事業の報告になっておりますので、一括して報告をいただきたいと思えます。執行部に説明を求めます。

星産業経済部長 令和5年度産米高温被害緊急支援事業につきましては、10月31日の臨時議会におきまして、議員の皆さんからいろいろご意見をいただきました。緊急支援のやり方について、面積割りを含めた形で実施することにいたしましたので、詳細につきましては農政課長がこれから説明します。あわせて、③農業用肥料等高騰対策支援事業について、④令和5年農産物渇水対策事業の実績についても説明させますのでよろしくお願ひします。

星野農政課長 (資料「産業経済部農政課資料」により説明)

渡辺委員長 それでは、質疑はそれぞれの項目ごとにさせていただきますと思えます。まずは、②令和5年産米高温被害対策緊急支援事業について、質疑はありませんか。しばらくの間、休憩とさせていただきます。

休 憩 (10:18)

(休憩中に、懇談的に意見交換)

再 開 (10:22)

渡辺委員長 休憩を解き、会議を再開します。ほかに質疑はありませんか。

桑原委員 前回の補正予算のときには、面積のことは考えていないというような話があった中で、生産者と話をしてきつとこういう形になったと思うんですが、その経過をよく理解していないものですから、その辺のところを説明していただいてもいいですか。

星産業経済部長 臨時議会のときに市長から面積要件も加味する、というような話がありまして、そこで面積要件も入れようということで検討を内部でしました。農業者の方には、これをまた聞き出すとなかなか決められなくなってしまいますので、農家の方には直接こうしたいとかああしたいという相談はしないで執行部の中で決めさせていただきました。

佐藤(肇)委員 今回、減収分の補填というような形でされているわけなんですけど、農業共済の関係、要は収益減に対する補償を共済に加入していただくような促進だとかの話も少し出ていたようです。今回の渇水対策とか肥料とかいろいろある中で、そういったものは出てこないのでしょうか。もう一つは、お金を借りなければならないというような形にな

った場合の利子補給だとかの支援はどうなのでしょう。

星野農政課長　　まず、保険の関係ですが、こういった等級下落に対応できる保険というのが、農業共済の収入保険がまず一つございます。あと、農業共済の水稲共済の中で、名称を忘れましたが特別にそういったものにも対応できる保険もあつたりしますが、なかなか加入者が少ないというのが現状です。特に、収入保険でいいますと、加入者が確か60人前後ぐらいだったと思っております。その内、園芸の方が多いということで、水稲でいうとその半分とか3分の1とか、そういった人数になっています。そういったこともありますので、この事業の周知・案内をする際には、保険制度のチラシなども含めて再度周知してまいりたいと思っております。ただ、収入保険につきましては青色申告が条件だったりということで、なかなか全員というわけにもいきませんが、もう一つの水稲共済でカバーできる部分の保険制度もあるようですので、そういったことを含めて周知してまいりたいと考えております。

それと、融資等の関係でございますけれども、県のほうで用意してございます8号資金とって、今回、等級下落に関して発動になっているんですが、そういった資金制度のご案内は全農家にさせてもらってはおります。今のところは申請はございませんが、申請があればそういった制度を活用し、また市の制度で利子補給制度もその資金に対してはございますので、あわせて支援をしてまいりたいということでございます。

渡辺委員長　　ほかに質疑はありませんか。(なし)なければこれで質疑を終結します。本件については以上とさせていただきますと思いますがよろしいでしょうか。(異議なし) それでは本件につきましては以上といたします。

続きまして、③農業用肥料等高騰対策支援事業(令和5年度当初予算事業)について、質疑はありませんか。

浅井委員　　上限が60万円となっておりますけれども、水稲、園芸、畜産、上限の面積以上の栽培農家や酪農農家は何件で、その面積と頭数を教えていただきたいと思えます。

星野農政課長　　上限枠を昨年度よりも引き上げたとはいえ、上限をオーバーする農家の方もございます。水稲ですと20町歩を超えた方がこの上限枠を超えてしまいますが、水稲については10事業者でございます。園芸では12町歩以上で、まだ数字をつかみきれていない部分もございますが、園芸については昨年の実績から見ましてもこれを超える方というのはないだろうと見ております。畜産は24頭以上ですが、10件程度がこの上限を超えてしまうというような見込みです。

浅井委員　　上限を設けるといふ補助要件を今後も魚沼市が続けていくと、次世代の担い手農家は20町歩以上は補助が受けられなくなってしまいます。離農者の田畑を引き受けるほど市からの補助がなくなり、大規模農家にならないほうがよいと考えて、離農者の田畑を引き受けなくなると思えます。上限は設けず年度ごとに水田台地面積や年平均飼育頭数にしなかった理由は何でしょうか。

星野農政課長　　当初予算で約7,000万円弱ということで議決いただいております。小規模の方の支援ということで考えもございました。制度の要綱につきましては今つくったところではあるんですが、春先市報の折込の農業政策チラシのほうで上限額50万円と周知していたということもございます。予算の枠の中で上限額をさらに引き上げることが厳しく、何とか再度精査していく中で10万円引き上げたところです。そんなことから、今後

の課題でもあるとは思いますが、このたびはもう既に周知してある単価を下げた上限額を引き上げるとことは周知の面で厳しいということで、今回のような助成単価というふうにさせていただいたところでございます。

浅井委員 農業用肥料は今高どまりの状況にあると思いますが、円安の影響もあり今後価格が下がる見込みがありません。持続可能な経営基盤への支援であれば、年度ごとに水田台帳面積や年度平均飼育頭数にするべきではないのか、お聞きします。

星産業経済部長 この農業用肥料高騰対策支援事業ですけれども、これをいつまで続けるかという部分もでございます。昨年、今年とやりましたけれども、じゃあ来年はどうか。今、予算編成中でその中で議論していくこととなりますけれども、これがずっと続くということはないといえますか、それはやはり、今後は米の価格に転嫁していくような方向にすべきではないかと思えます。これはずっと続くという制度ではないということだけ、ご理解をお願いしたいと思います。

佐藤（肇）委員 水稻だとか畑作については分かりましたけれども、畜産です。牛とか豚は1頭は1頭でしょうということなんです、かなり違ってくるのかなと。それほどたくさん飼っているところはないと思うんですが、一つの事業所でかなりの数を飼育はされると思います。そうすると、頭数上限で60万円というのがあって、全体での支援額というのは割合からすると小さくなっていくのかなというところもあります。先ほどの値段はもう既に示した部分だから変えられないというのは分かったんですけども、今後の制度の中にそういったことを加味していかなければならないと思うんですが、どうでしょうか。

星野農政課長 これから予算に向けての話になってきます。課題と受け止めておりますので、先ほど部長が話した内容もでございますが、それを含めて今後の検討にさせていただければと思っております。

渡辺委員長 ほかに質疑はありませんか。（なし）なければ質疑を終結させていただきます。先ほど部長から国のほうのこの制度が続くかどうか分からないというところもございましたが、魚沼市として農業者をどう守るかという観点もあるということで農政課長のほうからも答弁もありました。もし来年度以降あるようでしたら引き続き調査させていただきまして、今年度につきましては本件は以上にさせていただきたいと思えますが、いかがでしょうか。（異議なし）異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

続きまして、④令和5年農産物渇水対策事業の実績について、質疑はありませんか。

佐藤（肇）委員 今回、井戸水を出してもらったりだとか、ポンプの借上げだとか、ホースの購入だとかといった形で、それぞれ農家組合またはそういったグループで申請されてこれだけの件数があったということなんです、物を購入というのは来年も再来年も使っていけるんだと思うんですけども、リースだとかそういったものについては同様のものが出てくればその年はそれが必要になってくるということなんだろうと思います。今回、この制度の中で、いろんなやり方があります。今は井戸水を出してもいいし、下の川からポンプでくみ上げて、極端なことを言えばタンクローリーで運んでもいいというような、そういったいろいろな支援の方法を考えられています。散水車を借り上げて運ぶというのは、一番極端な部分だろうと思います。こういったものが、経費的に大きい費用がかかっていたんじゃないかなというふうに思います。全体から見てどんな感じだったのか、少し話をお聞かせいただければと思います。

星野農政課長 散水車で実施したところは、舟山地区を含めまして幾つかございます。確かに、その圃場近辺に水源がないということで、河川とかそういったところからくみ上げて、大分苦勞をされて農業用水を確保したというところも正直でございます。当初の要綱ですと、その対象となる借上げの車両の補助対象経費としては認められておりましたけれども、それだけですと実際には業者にそっくり委託してやってもらったりという状況もあって、借上げ分だけですとなかなか人件費に見れないとかそういった声もいろいろいただきました。その中で、途中要綱等も改正しながら、何とか実態に込えられるような形でもって助成してきたという経緯はございます。いろいろな話を受けた中で進めてまいりまして、結果的には喜ばれた農家組合等からもお声をいただいているところです。

渡辺委員長 ほかに質疑はありませんか。(なし)なければこれで質疑を終結します。本件につきましては以上としたいと思いますが、よろしいでしょうか。(異議なし)そのように決定いたしました。

⑤有機センターアームロール車の過積載について

渡辺委員長 続きまして、⑤有機センターアームロール車の過積載について、説明を求めます。

星産業経済部長 有機センターアームロール車の過積載につきまして、経過を報告させていただきます。

9月21日の木曜日9時50分頃、市民からの通報を受けて小出警察署付近を通過した有機センターの車両が小出警察署内の駐車場に誘導され、計量検査を受けました。計量の結果、過積載、800キロオーバーということで嚴重注意を受けました。その際に、後日有機センターの台帳の調査をさせてもらうという話を警察署からいただきました。市の対応としましては、同じ日の9月21日に市内の全畜産事業者に対しまして、コンテナへの積み込みにつきまして適正量を守るように指導をしました。10月12日に、午後から小出警察署が有機センターに来まして台帳の調査を行いました。今年度分の関係書類を中心に確認をされました。調査終了後に、警察署からは今回罰則はないんですけども、今後市及び畜産事業者ともに十分注意して業務に当たるよう嚴重注意を受けております。今の市の対応ですけれども、回収の回数を若干増やしたり、回収した畜ふんの計量後に畜産事業者に対して計量結果を報告し適正量を守ってもらっているところであります。

今後の対応ですけれども、コンテナへの積み込みの適正量が畜ふんの状態によってなかなか判断しづらい部分があります。今、4トン車のアームロール車を使って回収しているんですけども、その車両の大型化を新年度予算に向けて今検討しているところであります。

渡辺委員長 それでは、この件につきまして質疑はありませんか。

浅井委員 市民からの通報で発覚したということですけども、1台当たりの搬入量は毎回計算していると思います。過去3年ぐらいの計算結果から過積載が常態化していたか、あるいは年に数回とか特別な状態であったのかはすぐ判明できると思いますけれども、通報があったということは常態化していたと考えるほうが自然であります。現在は指導も入り過積載がないように運行していると思いますけれども、これまでどうりの車の台数や運転手で過積載の違反をせずに業務を行うと、搬入元の畜産農家も困ることにならないのでしょうか。

あと、車の回数を増やすと今おっしゃられましたけども、台数や運転数も増やす必要があるのではないか、お聞きします。

星野農政課長　まずこれまでの間ですが、過去にも計量オーバーになることはございました。その都度、定期的ではございますけども、畜産事業者のほうには指導していたところがございます。今現在、職員から頑張っていただきまして回収回数を増やしておりますし、またエコプラントから業務に支障のない範囲でアームロール車をお借りして回数を増やしている状況です。先ほど部長の説明にもあったように、6年度に向けて大型車購入の検討を含め、事業者にも回数を減らさずに今までとおりの回収が行えるように、体制の整備を進めていけるよう検討しているところです。

浅井委員　車両の大型化をすると先ほどおっしゃられたんですけども、過去にも計量オーバーしていたということを知ると、大型化してもまた計量オーバーするのではないかという気はするんですけど、その辺は運転者の考え方というかモラルなんでしょうか。その辺から考え直さなければならぬのではという感じはします。有機センターではフォークリフトの作業が毎日あると聞いていますが、免許の保持者は何人いるのかお聞かせください。

星野農政課長　フォークリフトの関係でございますが、会計年度任用職員の作業員は7人おりまして、そのうち免許を持っているのは5人だったと記憶しています。

浅井委員　5人の方が持っていて、2人の方が持っていないというような状態ということですけども、免許がなくてもフォークリフトの仕事に就いている職員はいるんでしょうか。

星野農政課長　今現在はフォークリフトの免許、資格なしに従事をさせておりません。

浅井委員　仕事の効率性から、有機センターで働く人には基本全員に免許を持ってもらう必要があるのではないのでしょうか。

星野農政課長　これまでフォークリフトの免許取得を促していたところですが、公費というところまでは至っておりませんでした。フォークリフトの講習費用ですとかそういったところの公費支出等に向けて令和6年予算の中で検討しているところです。

浅井委員　取得の費用をこれから検討していくということでしたけれども、勤務時間内の受験などその辺はどのようになっているのでしょうか。

星野農政課長　勤務時間内の受験等に要する時間でございますが、これまでも費用は個人負担でしたけれども、職務専念義務免除の対応の中で受験に係る時間については対応していたところです。

渡辺委員長　ほかに質疑はありませんか。(なし)なければこれで質疑を終結いたします。本件については以上で終結させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。(異議なし)そのように決定いたします。

⑥羽川荘解体撤去工事請負契約の変更について

⑦寿和温泉（ヘルス棟・プール棟）解体撤去工事について

⑧須原スキー場駐車場用地に係る調停事件の成立について

⑨薬師スキー場について

渡辺委員長　続きまして、⑥から⑨につきましては観光課関係4件でございます。まとめて執行部に説明を求めます。

吉田産業経済部副部長 初めに、羽川荘解体撤去工事請負契約の変更についてであります。

令和5年第2回定例会におきまして議決をいただいた契約になりますけれども、今回現場建物におけるアスベスト含有物が想定を超える処理量となるなど工事請負費に不足が生じたため、次の12月議会におきまして補正予算を上げさせていただく予定であります。また、変更契約金額が1,000万円を超える見込みとなっていることから、議会の議決が必要になりますので、補正予算の議決をいただいた後に議会最終日に変更契約の議案を上程させていただきたいと考えております。

今回、増額となった主な要因であります。当初の解体設計につきましては平成26年、それと令和3年にアスベストの調査を行った結果を基にしまして煙突のアスベスト除去を当初設計のほうに入れておりましたが、外壁はないことが判明していたこと、内部の廊下・ホール等につきましては平成11年に改修工事を行った際の当初設計図書により、床長尺シート撤去のうえ張替、また和室の砂壁等も壁モルタル補修のうえ塗装となっていたことからアスベスト含有物はないものと判断し、解体設計を組んだところであります。発注直後においてないと判断した箇所のアスベスト調査を行った後に解体を進めていくという工程を組んでおりましたが、アスベスト調査をした結果ないと判断した廊下・ホールでアスベスト含有物が確認されたこと。また、ほかの部屋の壁等におきましてもアスベスト含有を確認し、これに伴う増工額を算出したんですけれども、ほかに減額となる撤去工事もあったことから、それぞれ増額分・減額分を相殺した中で既決予算の範囲で収まるだろうと、内部のアスベスト撤去工事に着手したところであります。しかしながら工事を進める中で、隠蔽部となる屋根裏のダクトパッキングですとか、またアスベスト調査をした2センチの厚みの壁で瓦礫処理の全体量を計算し、既決予算の中で収まるだろうという判断であったんですが、実際は3～5センチの壁のところが多く、当初想定していた処理すべき含有瓦礫の量が相当多くなってしまったことから、今回工事費が不足してしまい補正予算を上げさせていただきたいと考えております。詳細は12月議会初日の補正予算の上程の中で説明をさせていただきたいと思いますが、今このような形で工程が進んでおります。

2点目の、寿和温泉解体撤去工事についてであります。これにつきましては、令和5年第3回定例会の中で解体撤去に係る設計業務委託の補正の議決をいただきました。また、9月15日の産業建設委員会の中でも、今後につきましてスケジュール等を説明させていただいたところであります。国・県との財産処分については引き続き進めておまして、国・県の担当には既に解体撤去に係る申請書類等を提出済みであります。まだ正式にオーケーということではないんですが、処分不可という見解はございませんので、予定どおり進めていきたいと考えております。その中で、この解体撤去の設計とアスベスト調査は現時点で今実施中であります。ただ、アスベスト調査は工期を間もなく迎えるところではありますけれども、ヘルス棟とプール棟の両方からアスベスト含有物は既に確認済みです。それらを解体撤去設計にこれからしっかり組み込んでいく予定となっておりますけれども、今後の合併特例債の期限までに解体を終わらせるためには、これから工事請負費の契約を含め、議会での議決案件になる予定です。早期にそれらの準備を進めていく中で、解体設計中ではあります。今の解体設計を請け負っている設計士と大体これぐらいの予算を見ておけばという概算額でもって、12月定例会での補正予算の上程を今考えております。当

然、令和6年度末までに完了することが必須ですので、しっかり間に合うように工程を組み、また議会のほうにも説明し対応してまいりたいと考えております。

次に3点目の、須原スキー場駐車場用地に係る調停事件の成立についてであります。申立人の方は今の賃借料が安いということで、月額10万円、年間120万円に増額しないと契約更新は難しいということで、調停をしていたところであります。市の方針としましては、賃借料の増額には応じられない。ただ、現行契約の金額と同じ内容であれば、今後も契約期間の延長では継続はできる。契約が継続できないということであれば、まずは現状有姿、駐車場としてそのままお返しする。また、地権者が駐車場としての返還を求めない、原状に復して返還を求めるということであれば、現賃貸借契約の内容に基づき原状回復、田んぼに回復の上返還するという方針の中で調停を起こしてきたところであります。

この10月31日、結局市の訴えといいますか、現契約と同額での契約という部分は申立人は受け入れることができず、その中で成立したという形です。成立の内容につきましては、令和5年10月31日で、この賃貸借契約が切れる期間をもって予定どおりこの契約を終了する。そして2点目、令和6年10月31日までにこの賃貸借契約に基づき、原状田んぼに復して土地を明け渡す。当然すぐ田んぼに返還を求められましても予算もない。また、田んぼに戻すにしても時間がかかるということで、この令和5年11月1日から令和6年5月31日までの間は、今の契約と同じ金額になる5万9,940円。そして令和6年6月1日からは月額10万円を、賃料相当損害金として申立人の方に毎月支払う。そして4点目としまして、原状回復の工事以外には、今の駐車場用地には誰も立ち入らないというような内容で、調停事件は成立しております。

この件につきまして、既に駐車場用地は誰も入れないようにバリケードで立入禁止の措置をしております。また、駐車場用地を通る車もありましたので、事前に関係する区長、スキー運営事業者とも協議を重ねた中で、この11月1日にバリケードを設け、出入りすることはできません。そして今後の対応という部分も事業者のほうとも確認しながらこの日を迎えたところではあったんですが、結果としましてはこのような残念な結果になってしまいました。また、こちらの部分につきましては10月31日に行われました臨時会の中で当面現契約、もしくは最悪の場合月額10万円で、この冬季間、今年度末までスキー場駐車場として借りることができるよう想定をした中で、賃借料50万円を補正予算に議決いただいたところではありますけれども、今回スキー場の賃貸借契約が終了し年度末までのこの5か月間については損害金として相手のほうに支払う必要が生じたことから、賃借料として予算計上した11月から令和6年3月末までの5万9,940円かける5か月分を、賠償金のほうに流用させていただいた上で支払いをさせていただきたいと考えております。また、この件についてはその後の経過等をスキー場事業者のほうとも協議をした中で、今後のスキー場運営を考えていきたいと考えておりますのでよろしくお願ひいたします。

最後になりますが、薬師スキー場の現在の状況であります。工事のほうは順調に進んでおりまして、間もなく竣工を迎えます。現在、ほぼ工事のほうは終わっており、北陸地方の運輸局の検査を順次行っております。10月24日には電気系統の検査、そしてこれからは残りの検査を行う中で、無事運行はできるというふうに見込んでおります。工事の竣工は、12月8日頃を予定しております。その後、12月16日に指定管理者主催によります安全祈願祭を兼ねた竣工式を開催する予定でありますので、報告をさせていただきます。

渡辺委員長　しばらくの間、休憩します。

休　　憩（11：02）

再　　開（11：10）

渡辺委員長　休憩を解き、会議を再開します。質疑につきましては、1件ずつ行わせていただきたいと思います。まずは、⑥羽川荘解体撤去工事請負契約の変更について、質疑はございませんか。

星委員　この羽川荘の解体撤去は当初予算は幾らで、今回のアスベストが出た結果幾らになるか、教えてもらえるでしょうか。

吉田産業経済部副部長　契約金額は1億5,400万円。今回、12月議会で提案させていただくのが、丸めてプラス約3,700万円ぐらい。それぐらいの金額になります。

桑原委員　これも設計解体契約をしているんですね。設計士が入っているのに、何でこんないつもいつも知識がないのか。設計士に払う800万円とか600万円とか非常にもったいないと市民は思います。その辺の見解は、設計士から聞いていますか。

吉田産業経済部副部長　やはりこれだけの建物ですので、実際どれぐらいの解体にかかる撤去が出てくるのかというのは、しっかりと設計士のほうから積算をさせていただいた上でやるべきものと考えております。設計士のほうの見解は、すみませんが承知しておりません。

桑原委員　設計士にも責任があるはずなので、そういうところはしっかりと調査をしてください。私が見る限りはいつもいつもそういうことがある。そうであれば誰がしても同じじゃないかと思ってしまいます。二十歳や三十歳ぐらいの設計士であれば、それは経験がなかったのかなと思いますし、1回、2回はいいでしょう。ただ指摘する限り、かなり経験のあるような方ではないかと思っています。調査は専門家がするので、そんな甘いことであつては設計士は変えてもらいたいし、変えているのか。その辺のところを聞かせていただいてもいいですか。

吉田産業経済部副部長　今回アスベスト除去工事を進める上で、先ほども申したとおり増嵩部分もあるんですが減額部分もあり、既決予算の中でも対応できるものということで、内部除去の工事を進めてきたところであります。そのときに調査を行った壁の厚さが2センチであったことから、その2センチの厚さの中で建物全体のアスベスト除去の処分量を計算して、その金額であれば既決予算の中で大丈夫だろうという判断で進んできたところではあったんですが、実際に解体をするに当たってほかの処理すべき壁の厚さが3センチ、5センチのところが多かったことから、全ての壁の厚みをもっと細かく調査しないと処分量が出てこないというような形になります。今回のケースは、我々のほうの当初の認識が甘いところもあったかもしれませんが、解体作業を進める上での処分すべきアスベスト含有の壁の厚さが、我々が想定するよりも厚かったということが主な増嵩の要因になっております。

桑原委員　いま一つ、質問に答えていません。それは先ほどの話を聞いて分かっています。ですから、今まで設計士がいた中で、変更をしながらやってきたのかどうかということ。行政がやっていることはわかりますが、失敗がないようにする意気込みが足りないような

気がします。

吉田産業経済部副部長 先ほどの設計士の変更という質問ですが、あくまでも解体設計を発注するに当たり、一般競争入札の中で落札した事業者のほうと契約を結んでおります。この入札の事務の中で決まった業者でありますので、適正に設計がされているものと判断しております。

佐藤（肇）委員 解体工事ですが、設計を入れないとできないというかなりのボリュームの部分については、設計に入ってください。そうでないと、建築業者なり解体業者なり直接出しているわけですね。そういったものについて、仮に増減があったとしても業者は自分の責任で見積もって数字をはじいているわけですから、後になって、これが出てきたからくださいみたいなことは普通の現場では発生しないんですよ。全部、自分の見落としだからという形の中でやっていってくれる。設計士が入り細かい数字の積み上げができていくということで、全体の予定価格が決まっているということだろうと思いますので、やはりその辺の見落としがあった部分はある意味設計士に責任を取ってもらわなければならない部分だと思うんですよ。じゃあ、何で何百万も金かけて1か所しか削らなかったのか。そういうことではなく、やはり解体する前段、もうほとんど何年も使わないで放置された建物であるわけですから当然調査なんてものは幾らでもできるわけだし、発注した段階でどんどんめくって調査してくださいという形でできるんだろうと思います。そういったあたりの発注側の考えが、私は非常に甘いと思います。本当に請け負った設計士さん、そこまで腹くくって設計しているんですかと、どういう覚悟でやっているんですかということを私は求めてもらっていいんじゃないかと思うんですがどうでしょう。

吉田産業経済部副部長 当然、発注した側でその設計額を基に解体工事を発注しております。その積算した金額というのは、やはりそれを基に予定価格を組み発注しております。今ご指摘のとおり、発注者の責務としてしっかり考えて、それを受託した事業者のほうにも厳しい対応というのはやはり取っていかなければならないかなとは考えております。今ほどいただいた意見を、我々も今後のところでしっかりと反省として生かしていきたいと考えております。

渡辺委員長 ほかに質疑はありませんか。（なし）なければ、本件につきましては12月議会に上程ということですので、そこでまた質疑していただければと思います。本件については、引き続き調査することで異議ありませんか。（異議なし）そのように決定いたしました。

続きまして、⑦寿和温泉（ヘルス棟・プール棟）解体撤去工事について、質疑はありませんか。

佐藤（肇）委員 露天風呂棟のほうに新設をして、いつでも壊せるようにしたいというようなことで設計はされていたんだと思うんですが、水周りだとか電気周りはどうなんですか。電気室が、今ヘルスセンターのほうから多分電気がきているんじゃないかと思うんですが、そういったあたり聞かせてください。

鈴木観光課長 電気系統につきましても、今のヘルス棟とは縁を切って、新たな形で低圧受電も含めて整備をさせてもらっています。今協議をしている解体とともに、浄化槽を含め、また電気設備を含め、更地の方向で考えております。

佐藤（肇）委員 解体の部分、今道路のところを渡っていますよね。ああいったのは解体に含まれるんですか。

鈴木観光課長 含まれる形で、今設計のほうをお願いしております。

佐藤（肇）委員 温泉の熱利用で、裏にハウスだとかも造ってあるんですが、今は物置みたいになってあんまり使われていない気がします。温泉の配管がセンターを取り壊すことによって向こうとも縁が切れてしまうのではないかと思うんですが、その辺はどうですか。

鈴木観光課長 実際にはその温室ハウスについては、市のほうでは農政課の所管施設になりますが、こちらにつきましても国の補助金を頂戴して造ったハウスであります。今回のヘルスセンター等々の解体とともに、温室ハウスについても解体をするということで進めているところであります。

佐藤（肇）委員 ハウスは、自然落下みたいになっているんじゃないかと思うんですが、あれだけでなくさなくてもいいんじゃないかと思ったりもしたので、それで聞いてみようかなと。この辺については、また後ほどにさせていただきます。答弁は結構です。

渡辺委員長 ほかに質疑はありませんか。（なし）なければこれで質疑を終結します。本件については、引き続き調査することで異議ありませんか。（異議なし） そのように決定いたしました。

続きまして、⑧須原スキー場駐車場用地に係る調停事件の成立について、質疑はありませんか。

浅井委員 今回、不測の事態で駐車場の半分が使えなくなったということです。次のシーズンの営業の駐車場に関してはまだ時間があるのでいろんな対策が取れると思います。地域旅館の後ろにある田んぼを駐車場にするとか、考えていけることがあると思うんですけども、今年の営業に関して代替えになる駐車場を考えているのか、その辺をお聞かせください。

吉田産業経済部副部長 当然、今使っている駐車場の半分が使えなくなります。ただ、その部分につきましても、スキー場運営事業者にもこうなる最悪の事態も説明した上で、今後については協議していきましようということとしております。代替駐車場につきましても、これからまた事業者と協議をした中で進めていきたいと考えております。

浅井委員 あの辺でこれから駐車場を探していくとなると、目黒邸、駅前、庁舎の駐車場とか、それぐらいしかないと思います。場所によっても、守門庁舎の駐車場になるとちょっと距離があるので、そういったときはまたシャトルバスなども出てくるのでしょうか。

吉田産業経済部副部長 その辺も含めてどのような対応が必要かというのは、これからスキー事業者のほうと協議をした上で進めていきたいと考えております。

佐藤（肇）委員 私も昨日、現場も見に行ってきました。現在、玉川酒造さん側から入る道路のところにバリケード3台を置いて、そこに立て看板で「私有地につき立入禁止、魚沼市」というような形で表示がされています。駐車場の中のほうには単管足場で仕切りをされてあります。しかしながら、立入禁止だと車はそれで分かるんですけども、人は脇を通って入っていきけるような状況です。立入禁止というのは、どういうことまで求めて立入禁止となっているのか。人だけなら通ってもいいのか。その辺は調停の協議の中で話が出たのか出なかったのか、まず聞かせてください。

鈴木観光課長 調停には私も同席をさせていただきました。今ほどの質問について、車は駄目だけど人はということまで具体的なものはなく、調停の中では、立入を禁止し駐車場利用はしないことというような表記でした。私有地につきという表記を玉川酒造さん側にさ

せてもらっているのは、この申立人が奥で畑をしているというようなこともありまして、若干配慮をした中で、立入禁止ではなく私有地につきという表記にしています。調停では、人も一切というようなところは言質は取っておりませんが、立入りはしないという言葉を取れば基本的には誰も入れないというふうに解釈しているところです。

佐藤（肇）委員　書いてある字のとおり読めば、人は入っては駄目だということにはなるんですけども、当然隣にも田んぼがあったり畑があったり、また反対側に民地があったりというようなことで、人が全く入らないということはなかなか言えないのかなと思います。私が心配するのは、いろんなそういった調停が終わった後に、誰かが入っていたとかそういう写真でも一枚見せられれば、その責任は誰にあるだろうと。魚沼市がお返りするまで管理をしなければならぬのかどうか。人が入っているじゃないかと言われたときに、実際に場面確認できないというようなことの中で、今トレイルカメラとかありますよね。動物が歩いてそういったものがあるだけで一枚撮る。そういったものでも何でも、設定もできるし証拠もつくりというのは、かなり簡単にできるという中で、そういった管理責任はどこにあるのか。そこはいかがですか。

鈴木観光課長　今回の看板を立てる際においても、本来行政がすべきなのか、私有地につき立入禁止と所有者がすべきなのかという議論も、実際には担当弁護士とさせてもらった経緯もございます。そうは言っても、道義的にうちがすぐに田んぼに返して復すことができないというところの責務の中で、行政サイドで設置をすることが妥当でしょうというアドバイスをいただいていたので設置でございます。今ほどの、実際に誰かが入っていたぞというようなことに対しての部分については、現時点では正しい答えを持ち合わせていないところなんですけど、今回11月10日の入札公告の報告をさせていただいたんですけども、境界の確定測量、あわせて田んぼ復旧への設計の際に、申立人からも当然現地に来ていただいてその部分の話をしたいと思っております。その際には、当事者間ではしないということも調停ではお話をありました。それぞれの代理人を介してやるということでもありますので、日程等が決まりましたらまた顧問弁護士と管理の部分のはっきりすべきところをまたご相談し、アドバイスを頂戴しながら一緒に進められればと思っております。一つの参考にさせていただきたいと思っております。

佐藤（肇）委員　今、とりあえずバリケードを置いてあるということなんですけど、冬になり雪が降ってから、駐車場側のほうは除雪をしたりある程度踏んだりして管理されるということなんだろうと思うんですけど、バリケード自体が雪に隠されれば駄目ですよ。雪の壁ができればいいんですけど、雪を楽しみに遊びに来た人たちなんかその雪の中に転がり込んだりする。入らないでくれというようなことであれば、高さ4メートルくらいのフェンスをぐるっと回すとかしない限り駄目だろうと私は思います。当然管理は市がお返りするまではしなければならぬというのは私もそう思いますけれども、市が24時間ついているわけにはいかないのでも、もしそういったことがあっても私どもの責任ではありませんよというそのあたりをしっかりと確認をしてやっていただきたいと思っております。

鈴木観光課長　冬季間の部分は、今のバリケードはある程度降雪が積もった段階で除去して、今時点は竹を立ててひもでという想定をしております。おっしゃるとおりスキー場ですので、小さいお子さんが遊びにきてそっこのほうへ入るということも想定されます。そういった部分も含めて、境界の立会いのときに今日のこういったお話も含めてどこまで

の確認をしておくべきなのか、弁護士と相談した上で現場を見ていきたいと思います。

佐藤（肇）委員　今回、フェンスを含めて仮設をされるわけなんですけど、お金はとりあえず大丈夫ですか。

鈴木観光課長　今回、観光課の多くの工事の当初予算に議決を頂戴しています。いろいろと請差もあります。バリケードにつきましては地元の業者さんをお願いをしたんですが、いろいろな諸事情も考慮いただいた部分も正直あります。そういった中で対応しておりますので、特段補正であるとか、ほかの事業を潰してこれに充てるというような予算ではなく、既決予算というところで対応させていただいております。

桑原委員　5万5,000円くらいですかね。金額が10万円という2倍近くに跳ね上がっています。その根拠のようなものが私には伝わってきませんでした。過去を知らないで申し訳ないですが、地域も行政もかなりメンテナンスをしているようなことをお聞きしているんですけども、何でそんな法外な金額になってきたのか、お聞かせ願います。

鈴木観光課長　当然調停に申し立てるわけですので、ある程度向こうの言い分としての根拠は、調停の調書の中に示されております。今の当該の場所を月極の駐車場として貸し出した場合に、何台で幾らで普通だったら貸せるんだからこれぐらいの収入が得られるのをこんな安い賃料というのはおかしいでしょうという考え方で、調停を申し立てられているところなんです。

渡辺委員長　ほかに質疑はありませんか。（なし）なければ、本件につきましても引き続き調査することに異議ありませんか。（異議なし）そのように決定いたしました。

続きまして、⑨薬師スキー場について、質疑はありませんか。

佐藤（肇）委員　大体終わり、試運転も先日され、動いたのを見せてもらいました。これからそれぞれ検査とかいろいろなことを経て12月10日に引渡しというようなお話だと思います。このリフトの周りで気になったのが、下の乗り場のところがすぐ駐車場で、そこへ川が流れたりしていて人の通る通路が今後変わってくるのではないかと。乗り場がずっと建物近くで、駐車場に近い側におりていますよね。その辺の対策を何かしておかないと、降ってからだと大変かなと感じてきました。そのあたりはどうですか。

鈴木観光課長　今、委員ご指摘の部分は現場とも相談をしています。そもそもお客様の乗り場への動線も大きく変わってくるというようなことです。当初の発注は12月10日が竣工の契約ということですが、8日頃にはその検査を終えて、業者のほうはこちらへ渡せるだろうということでありまして。今、形ができましたので、動線をイメージしながらお客様がそういったところに落ちないような必要な対策は、また早急に現場へ行って確認をしていきたいと思います。

渡辺委員長　ほかに質疑はありませんか。（なし）なければ、本件につきましても引き続き調査することに異議ございませんか。（異議なし）そのように決定いたしました。

それでは、議事日程は終了しましたけれども、ほかに執行部から何かございますでしょうか。（なし）委員の皆さんから、ほかにご意見・ご協議等はありませんか。（なし）なければ、以上で本日の日程は全て終了いたしました。本日の会議録の調製につきましては委員長に一任願います。本日の産業建設委員会はこれで閉会といたします。

閉　　会（12：05）